

板橋区高齢者等地域リハビリテーションサービス調整会議設置要綱

(平成 26 年 8 月 12 日 区長決定)

(目 的)

第 1 条 高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、個別事例の心身機能や活動、環境、支援内容の検討を通じて、地域のリハビリテーションにおける効果的な取り組みや連携のあり方等を検討・推進するため、板橋区高齢者等地域リハビリテーションサービス調整会議（以下「リハサービス調整会議」という。）をおとしより保健福祉センターに設置する。

(協議事項)

第 2 条 リハサービス調整会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 個別事例の心身機能や活動、環境、支援内容の検討
- (2) 地域リハビリテーションの効果的な取り組みの検討
- (3) 地域リハビリテーションの円滑な提供のために必要な関連機関との連絡調整

(構成員)

第 3 条 リハサービス調整会議は、次の各号に掲げる委員 15 名以内をもって構成する。

- (1) おとしより保健福祉センター所長（以下「センター所長」という。）
- (2) 医療機関のリハビリテーション職員
- (3) ケアマネジャー
- (4) 介護サービス事業所職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 区西北部地域リハビリテーション支援センター職員
- (7) 区職員

(リハサービス調整会議)

第 4 条 リハサービス調整会議は、センター所長が招集し会議を主宰する。センター所長に事故があるときは、あらかじめセンター所長の指名する者がその職を代理する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 リハサービス調整会議は、必要に応じて随時開催するものとする。
- 4 センター所長は、必要に応じてリハサービス調整会議の助言者として板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議設置要綱に定める委員（以下「地域リハ連携会議委員」という。）の出席を求めることができる。

(区西北部地域リハビリテーション支援センターとの連携)

第 5 条 健康生きがい部おとしより保健福祉センターは、区西北部地域リハビリテーション支援センター（公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院）の協力施設（25 福保医政第 1715 号東京都福祉保健局長通知）として、密接に連携し、リハサービス調整会議を実施するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝 礼)

第7条 リハサービス調整会議に出席した地域リハ連携会議委員に謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第8条 リハサービス調整会議の事務局は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターに置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、リハサービス調整会議の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。